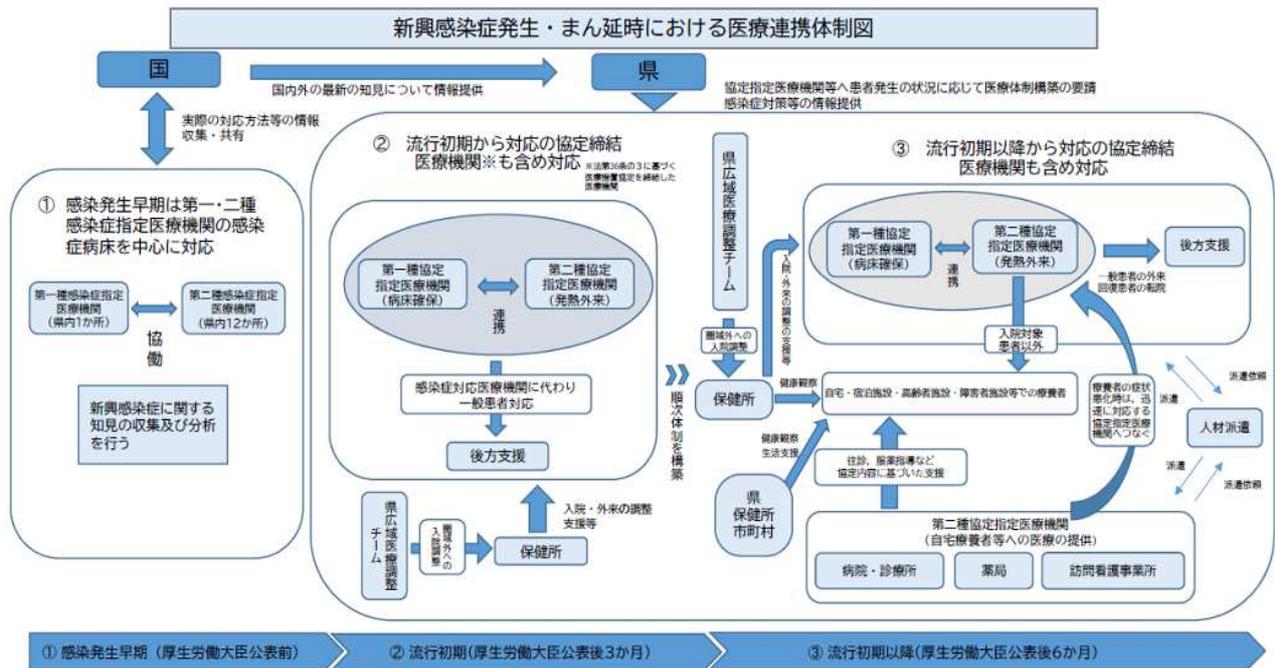


【図表資-5-128】出水保健医療圏 新興感染症発生・まん延時における医療連携体制図



鹿児島県感染症対策連携協議会

平時から関係機関間の連携・役割を協議、有事の連携支援

[県健康増進課作成]

【図表資-5-129】出水保健医療圏 新興感染症発生・まん延時における医療機能基準

医療機能	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療提供	後方支援	人材派遣
協定種別	第一種	第二種	第二種	-	-
内容	新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。	新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。	自宅、宿泊療養者、高齢者施設、障害者施設等での療養者に対し医療を提供する。	新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する。	新興感染症に対応する医療従事者その他の機関に派遣を行う。
医療機関 (協定対象)	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所 ・薬局 ・訪問看護事業所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・確保している病床で酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 ・院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施すること。 ・県からの要請後速やかに即応病床化すること。 ・機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱患者専用の診察室を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築すること。 ・院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、発熱外来を行うこと。 ・機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所は、必要に応じて薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業者間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行うこと。 ・機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 ・自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等に適切につなぐこと。 ・院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、医療の提供を行うこと。 ・患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行初期の感染症患者以外の患者の受入や感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行うこと。 ・関係機関と連携し、感染症患者以外の受入を行うこと。 ・自治体、医師会などの関係団体と連携し、通常医療の確保に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上の医療従事者の派遣をすること。 ・自院の医療従事者への訓練、研修等を通じ、対応能力を高めること。
連携等	協定内容に基づいた適切な医療の提供と各協定締結医療機関等との連携				

[県健康増進課作成]